



あなたの暮らしのそばにいる

税理士会

令和7年度税制改正建議書について

令和6年6月27日
日本税理士会連合会

目次

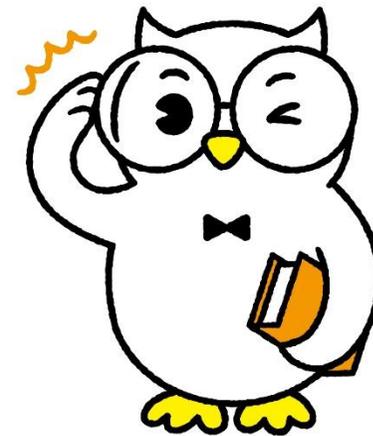
税理士の使命と税制改正建議権	2
建議書の構成	3
税制に対する基本的な視点	4
重要建議項目	5
少子化対策について税制面での検討を行うこと	6
年末調整実施の時期及び所得税の確定申告期間の見直し	7
役員給与税制の見直し	8
中小企業者等の法人税率の特例の適用期限延長	9
軽減税率制度の廃止	10
インボイス制度導入に伴う特例措置の適用期限延長	12
「特定非常災害により生じた損失」の控除の順番の見直し及び繰戻還付制度の創設	13
今後の税制改正についての基本的な考え方	14
所得税	
基礎的な人的控除のあり方見直し、その額の引上げ、所得計算上の控除縮減	15
準確定申告書の提出期限の見直し	16
中小法人税制	
賃上げ促進税制について更正の請求による適用を可能とし、控除限度額を拡充すること	17
法人税	
少額減価償却資産等の取得価額基準の引上げ	18
法人税・消費税の申告期限及び納期限の見直し	19
消費税	
消費税の非課税取引の範囲の見直し	20
基準期間制度の廃止、当該課税期間による判定の導入	21

相続税・贈与税

取引相場のない株式等の評価の適正化	22
法人・個人版事業承継税制の特例措置における役員就任及び事業従事要件の緩和	23

地方税

償却資産に係る固定資産税制度の抜本の見直し	24
税制改正建議の実現に向けて	25



©税理士会広報キャラクター
にちせいくん

税理士法第1条（税理士の使命）

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第49条の11（建議等）

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

（※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。）

I 税制に対する基本的な視点

建議書作成に当たり重視する税務に関する専門家としての5つの視点

II 重要建議項目

特に強く主張したい5項目

III 今後の税制改正についての基本的な考え方

中長期的な視点から税目ごとに検討したもの

IV 税制改正建議項目

全国15税理士会及び本会の各部委員会から出された631項目の税制改正意見から39項目に集約

「所得税」、「法人税」、「消費税」、「相続税・贈与税」、「地方税」のほか、
税目横断的な「所得税・法人税等 共通項目」、「中小法人税制」、「納税環境整備・その他」、「国際
税制」、「災害対応税制」で分類

税制に対する基本的な視点

担税力に即した
公平な税負担



中立的で
簡素な税制



これらを「独立した公正な立場」から検討

透明な税務行政



時代の変化に適合
する税制



合理的な
事務負担



重要建議項目

1 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。

- ① 年少扶養親族や高校生世代の扶養親族に係る所得控除と給付等との重複適用化
- ② 配偶者の就業調整を減少させるための更なる検討
- ③ 不妊治療や出産費用等に係る医療費控除の拡充
- ④ 教育費支出に係る税制支援

2 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を見直すこと。

3 役員給与税制について見直しを行うとともに、中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

- (1) 役員給与税制について次の見直しを行うこと。
 - ① 業績悪化改定事由の要件を緩和すること。
 - ② 新設法人における定期同額給与判定の時期を柔軟化すること。
- (2) 中小企業者等の法人税率の特例について延長すること。

4 消費税の軽減税率制度を廃止し単一税率制度に戻し、インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すること。

- (1) 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率制度に戻すこと。
- (2) インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すること。
 - ① 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）の期限延長
 - ② 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（8割特例）の期限延長
 - ③ 一定規模以下の事業者が適格請求書等の保存を不要とする特例の期限延長

5 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

少子化対策について税制面での検討を行うこと

➤ 少子化対策の一助となる税制について検討を行うべき

- 所得再分配機能の回復や経済社会の構造変化に対応する観点から所得税の改革が論じられている
- 女性の社会進出をはじめとして多様な働き方への対応が検討され、各種控除の見直しが行われた

しかし、少子化問題に対応したものには至っていない
そのため、あらゆる施策を総動員する必要性有

税制による効果は限定的であるが、それでも措置を考えていく必要がある

建議

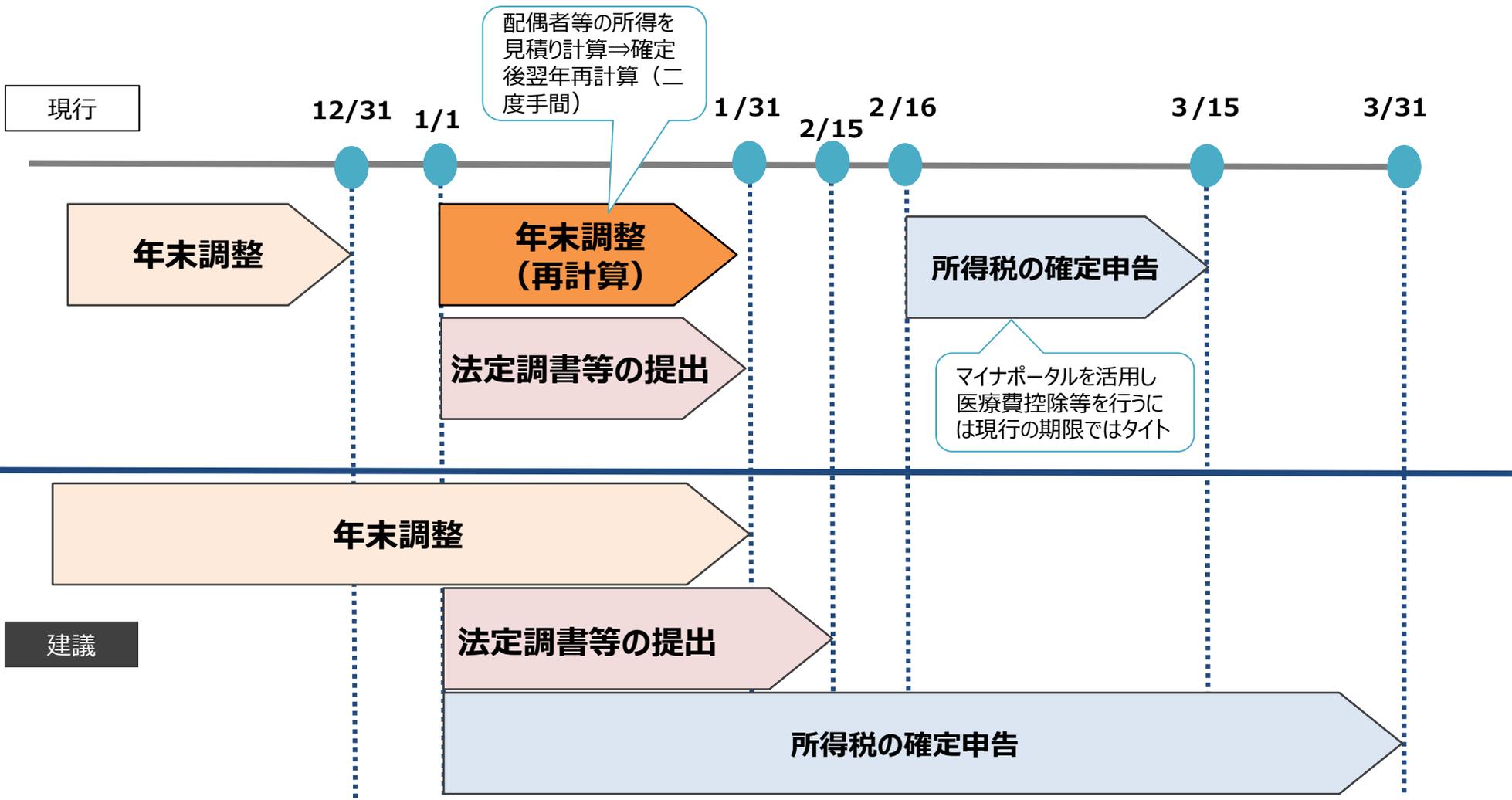
<少子化対策に関する税制面での支援をすべき>

- ① 年少扶養親族や高校生世代の扶養親族に係る所得控除と給付等との併用
- ② 配偶者の就業調整を減少させるための更なる検討
- ③ 不妊治療や出産費用等に係る医療費控除の拡充
- ④ 教育等に関する支出についての税制支援



年末調整実施の時期及び所得税の確定申告期間の見直し

- 年末調整を翌年1月末まで、法定調書等の提出期限を2月15日とすべき
- 所得税の確定申告期間を1月1日から3月31日までとすべき



複雑な税制と手続き負担の軽減を両立させるため、申告期限等を延長し、正確な計算に要する時間を確保すべき

役員給与と税制の見直し

- 業績悪化改定事由の要件を緩和すべき
- 新設法人における定期同額給与判定の時期を柔軟化すべき

現行		建議
業績悪化改定事由の要件	法人税法第34条により、損金算入される役員給与が限定列挙されており、これらが、企業が本来行うべき適切な経営判断に影響を与えている。特に顕著な例として、定期同額給与における業績悪化時の役員給与改定の判断がある。(※)	著しい業績悪化でない場合でも、恣意的な利益調整を排除した上で、減額改訂要件を一定程度緩和すべき。

※法人の経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由（業績悪化改定事由）により定期給与の額が改定された場合には認められるが、その事由に適合することは極めて難しい。

現行		建議
定期同額給与判定の時期 (新設法人)	定期同額給与の額を改定する場合の損金算入の要件は、事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までに改定を行い、その改定前後の各支給時期における支給額が同額であることとされている。設立事業年度についてもこの規定に従う必要があると解されている。	設立事業年度については、事業年度開始後3月を超える時期に定めた場合でも、新設法人の特殊性を考慮し、損金算入を認めるべき。

☞新設法人は事業年度開始後3月程度では売上の計上が見込めず、役員給与の支給を開始できない場合があることを考慮

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限延長

➤ 中小企業者等の法人税率の特例を延長すべき

租税特別措置はメリハリ付けが検討されている

積極的方法：税率をアップさせて特例を拡大

消極的方法：税率をアップさせずに特例を整理する

👉 **中小法人はこちらが妥当！**



地域経済の支え

国民の勤労義務の受け皿

中小法人の大切な役割



建議

- 中小企業者等の法人税率の特例については延長されるべき

区分		所得	税率
普通法人	中小法人	年800万円以下の部分※1 年 800 万円超の部分	15% 23.2%
	中小法人以外の法人	全額	23.2%
一般社団法人等※2		年 800 万円以下の部分 年 800 万円超の部分	15% 23.2%
公益法人等※ 3		年 800 万円以下の部分 年 800 万円超の部分	15% 19%
協同組合等※ 4		年 800 万円以下の部分 年 800 万円超の部分	15% 19%

法人税率の軽減に関する図表※中小企業庁HPより引用

- 消費税の軽減税率制度を廃止し、単一税率制度に戻すべき

建議

- 低所得者への逆進性対策としては非効率であること
- 歳入の毀損の補填のため標準税率のさらなる引上げや社会保障給付の抑制が必要となること
- 区分経理等により事業者の事務負担が増加すること など



早期に見直しを図り、単一税率制度に戻すべき

※消費税の逆進性の緩和対策は、消費税をはじめとする税制の枠の中だけで解消する必要はない

※対策が必要な者に直接給付が出来る仕組みの構築など税制・社会保障制度全体の中で解決することが適当

軽減税率制度の廃止 (逆進性対策としての非効率性)

- ・ 軽減税率による逸失税収額約8,040億円のうち、低所得者世帯（第Ⅰ分位）に効果が及ぶ軽減税額の総額は、わずか約1,080億円（逸失税収額の約13%）
- ・ 残りの約6,960億円（逸失税収額の約87%）は、低所得者世帯以外の世帯への恩恵に

＜年間収入五分位階級別 1 世帯当たり全食料品の支出金額＞ （金額 = 千円、世帯数 = 千世帯）

項目	年間収入五分位階級別					合計 又は平均
	第Ⅰ分位	第Ⅱ分位	第Ⅲ分位	第Ⅳ分位	第Ⅴ分位	
年間収入額	～ 2,390	2,390 ～3,610	3,610 ～5,120	5,120 ～7,530	7,530 ～	
推定世帯数	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	合計60,000
消費支出額	1,657	2,387	2,840	3,347	4,608	2,968
食料費	518	756	841	965	1,223	861
（内、酒類）	21	34	33	44	53	37
（内、外食）	61	109	161	188	288	161
食料費（酒類外食除く）	436	613	647	733	882	662
消費税軽減額	9	12	13	15	18	13.4
軽減税額の全世帯合計	約1,080億円	約1,440億円	約1,560億円	約1,800億円	約2,160億円	合計約8,040億円

（参考）総務省統計局 令和5年家計調査

※推定世帯数は総務省の住民基本台帳に基づく世帯総数60,266千（令和5年）

※消費税軽減額は、[食料費（酒類外食除く）×2%（10%－8%）]で算出

インボイス制度導入に伴う特例措置の適用期限延長

➤ インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すべき

- ✓ インボイス制度導入に伴い、各種特例措置が設けられた
- ✓ 各種特例措置についてはいずれも経過的な取り扱いであり、適用期限が存在する
- ✓ インボイス制度が安定し、定着するまでの間、適用期限の延長が検討されるべきである

建議

① 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）は、令和8年9月30日とされている期限について延長が検討されるべきである。

☞ 極めて小規模な事業者の事務負担を軽減する措置として極めて有効であるため

② 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（8割特例）は、令和8年9月30日とされている期限について延長が検討されるべきである。

☞ 免税事業者等の取引排除の最小化という公正な取引を確保する見地から有効であるため

③ 一定規模以下の事業者が適格請求書等の保存を不要とする特例は、令和11年9月30日とされている期限について延長が検討されるべきである。

☞ 証憑類のデジタル化が進みにくい類型であるため



「特定非常災害により生じた損失」の控除の順番の見直し及び繰戻還付制度の創設

➤ 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については控除の順番を見直すべき

- 雑損控除は災害・盗難・横領など納税者の意思に基づかない偶発的な損失による担税力の減少に配慮してその損失額を所得金額から控除する制度
- 損失発生年の所得金額から控除しきれない額は、翌年分以後の所得金額から控除される

現行の問題点

建議

控除の順番	<p>「特定非常災害により生じた損失」を含む雑損控除は、最大 5 年間の繰越控除が可能となった しかし、当該損失を含む雑損控除は、他の所得控除に優先して控除されてしまうため、長期の繰越期間を活かせない場合がある</p>	<p>「特定非常災害により生じた損失」については、所得控除における控除の順序を最後にし、より手厚い控除可能性を残すべき</p>
--------------	--	---

現行の問題点

建議

繰戻還付	<p>東日本大震災の際には、特例法により、純損失の繰越控除の特例及び繰戻還付の特例が適用された。その後、繰越控除については恒久的な措置とされた しかし、繰戻還付については恒久的な措置がなく、大規模な災害の都度、特例的取り扱いを行うのでは適時の対応が困難になる</p>	<p>災害が生じた年分の純損失額の繰戻しによる還付を可能とする恒久的な措置等を検討すべき</p>
-------------	--	--

今後の税制改正についての基本的な考え方

基本的な考え方とは...

中長期的に取り組むべき課題を中心に、今後の税制改正に対する税目ごとの考え方を示したもの 

所得税

- 基礎控除等の人的控除は所得控除方式を維持し、遞減や消失の制度も見直すべき
- 高所得者の負担率が低くなる事象の対応

中小法人税制

- 中小法人は、多様な雇用機会の提供、地場産業の維持発展に寄与しており、これまで設備投資に係る生産性向上及び賃上げのための支援が行われてきた
- 一方で6割が欠損法人であることを考慮すると、より使いやすく中小法人の実情を踏まえた中小法人税制に関する検討が必要
- 中小法人の区分を細分化することも検討されるべき

法人税

- 法人税制の中での税収バランスを前提条件とするのではなく、課税ベースのあるべき姿についての検討がなされるべき
- 恣意的な利益調整や租税回避行為を防止するための個別の規定等は、制度の趣旨目的と規定がもたらす結果が比例的であることが重要

消費税

- 単一税率制度の復活
- 仕入税額控除をより当然の控除とすべき
- 非課税取引の範囲については縮小を前提に検討
- 基準期間制度について事業実態に近づけるための検討を行う

相続税・贈与税

- 相続税の課税方式について見直しの検討を開始すべき
- 教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与に係る特例等については廃止・縮小を検討すべき

地方税

- 安定的で偏在性の少ない地方税制の構築
- 所得税と個人住民税の課税ベースの統一
- ふるさと納税制度のあり方の見直し

納税環境整備・その他

- 近年の経済社会の構造変化と納税環境の整備について
- 納税者の義務と権利の両面が相対的にバランスした制度を目指すべき
- 公会計制度のあり方の見直し

国際税制

- 国際的なルールの構築にあたり、国内の企業に意図せざる課税が及ぶことのないように配慮すべき

災害対応税制

- 災害による損失と復興に要する支出について税制上のさらなる措置が必要

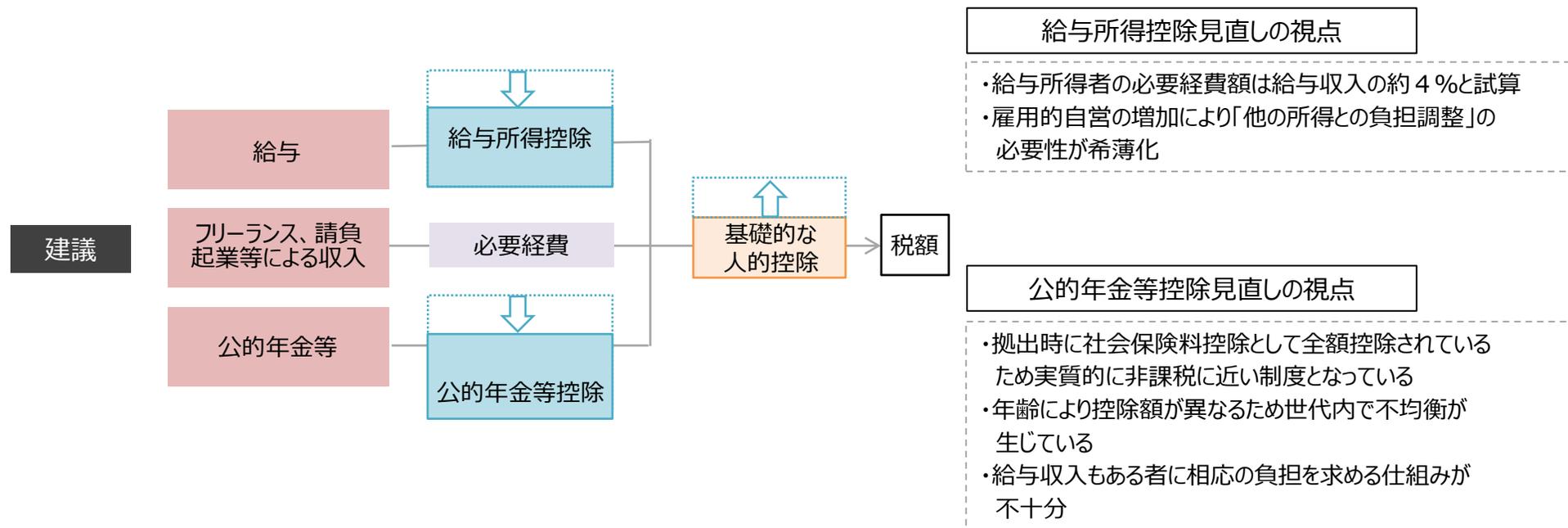
基礎的な人的控除のあり方見直し、その額の引上げ、所得計算上の控除縮減

➤ 基礎的な人的控除のあり方を見直し、所得計算上の控除額を縮減すべき

基礎的な人的控除のあり方

- 扶養控除について、年齢によって扶養控除に制限を設けることは適当ではなく、扶養控除の対象者に年少者も含めるべき
 - ※ 現行制度においては、16歳未満の年少者について、扶養控除が適用されていない
- 基礎的な人的控除についてはその額を引き上げるべき

➤ 所得計算上の控除の水準が過大であることや、事業所得者等とのバランスも踏まえ、控除額を縮減すべき

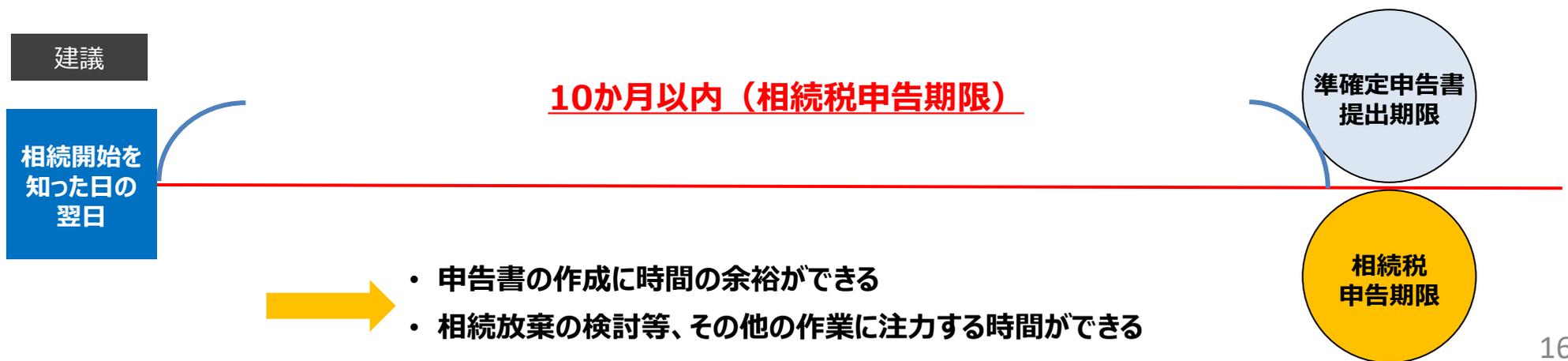
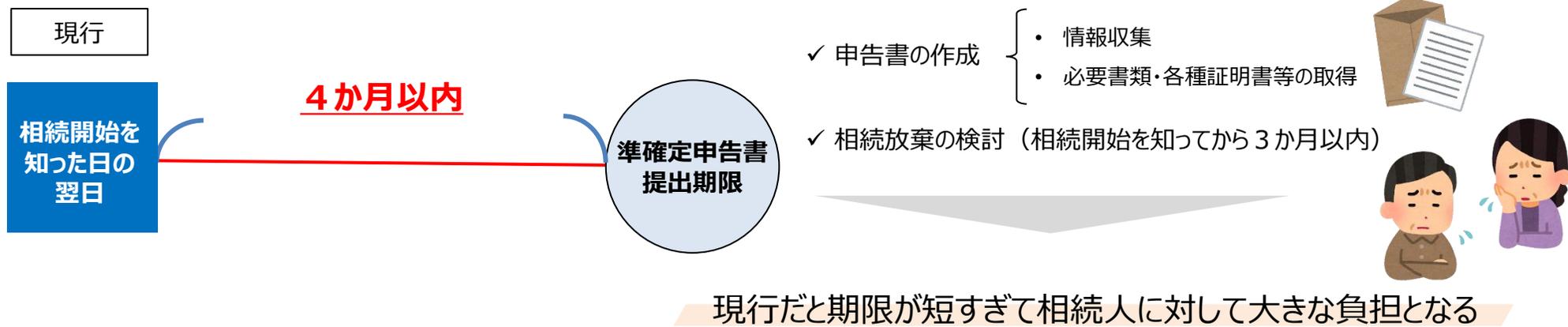


準確定申告書の提出期限の見直し

➤ 準確定申告書の提出期限を、相続税の申告期限と同様とすべき

■ 現行制度（提出期限は相続開始を知った日の翌日から4か月）の問題点

- 核家族化や単身世帯増加により、相続人であっても被相続人の所得を正確に把握することは困難
- 準確定申告書の作成にあたり、必要書類及び、情報、各種証明書等を入手する必要がある、現行の申告期限では相続人に対して負担となる
- 相続人は準確定申告のみならず、相続開始を知ってから3か月以内に相続放棄についても検討しなければならない



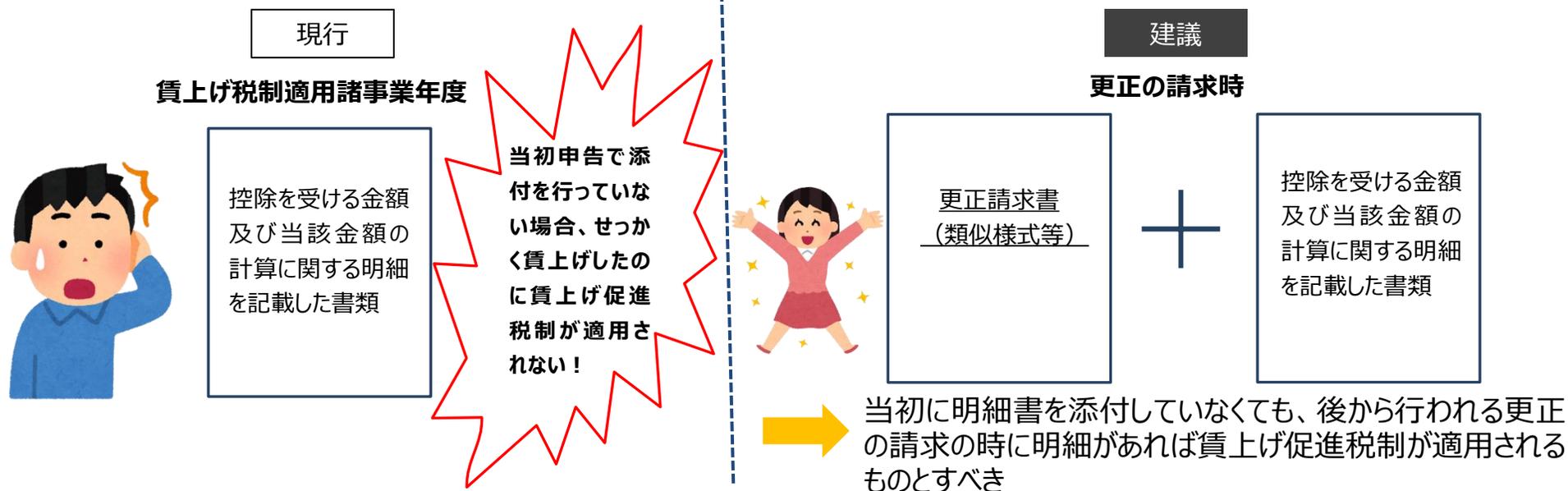
賃上げ促進税制について更正の請求による適用を可能とし、控除限度額を拡充すること

- 賃上げ促進税制について、更正の請求による適用を可能とすべき
- 賃上げを強力に促進する観点から、賃上げ促進税制に係る控除限度額を引き上げるべき
- 賃上げ促進税制に係る繰越税額控除限度超過額等について、翌年以後に繰越控除を受ける場合

➡ 賃上げ促進税制の適用初事業年度に確定申告書等に「控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類」の添付が必要。
☞ 同税制の適用経験のない赤字法人等は、この明細書の添付を行わないケースが想定される。

そこで

当初申告において明細書の添付がなくても翌年以後の繰越控除を可能とすべく、更正請求書（現行法では、当初申告後に繰り越しを可能とする様式がないため更正請求書に類似する様式等）に明細書の添付がある場合には、本制度の適用を認めるものとするべき



★また、賃上げ促進税制に係る控除上限額は、法人税額等の20%となっているが、賃上げを強力に促進する観点から当該上限額の引き上げをすべき

少額減価償却資産等の取得価額基準の引上げ

➤ 少額の減価償却資産等に係る措置を統合し、取得価額基準を一律とすべき

■ 少額減価償却資産・一括償却資産の損金算入制度

区分		取得価額	損金算入方法	限度額（年間）
本則	少額の減価償却資産	10万円未満	全額損金算入	$\frac{\text{一括償却資産の取得価額の合計額} \times \text{その事業年度の月数}}{36}$
	一括償却資産	20万円未満	3年間で均等償却	
特例	中小企業者の少額減価償却資産（※）	30万円未満	全額損金算入	合計300万円が限度

（※）中小企業者等が平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に、取得価額30万円未満の減価償却資産（貸付事業用のものを除く）を取得した事業年度において、取得価額の全額（300万円を限度）を損金算入することができる

建議

- 少額の減価償却資産の取得価額基準を大企業・中小企業を問わず一律**60万円未満（※）**まで引き上げるべき
（※「修繕費と資本的支出の区分が明らかではないもの」に限っては、60万円未満であれば修繕費として損金に算入できることを参考とした）

【参考】法人税基本通達7-8-4

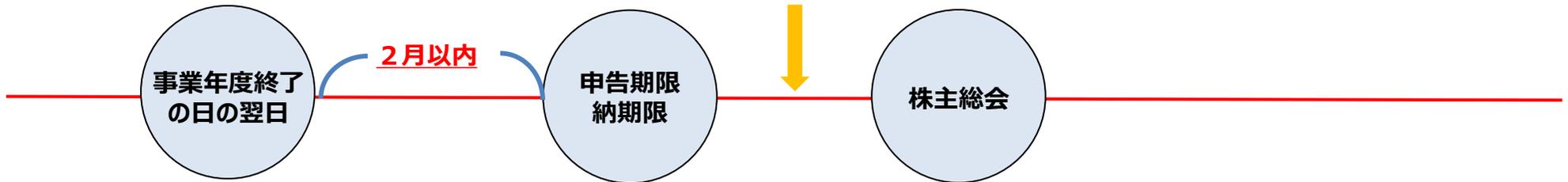
- 一の修理、改良等のために要した費用の額のうち資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合において、その金額が次のいずれかに該当するときは、修繕費として損金経理をすることができるものとする。
 - その金額が**60万円**に満たない場合
 - その金額がその修理、改良等に係る固定資産の前期末における取得価額のおおむね10%相当額以下である場合

法人税・消費税の申告期限及び納期限の見直し

- 電子申告の場合には法人税等及び消費税の申告期限及び納期限を事業年度終了の日の翌日から3月以内に改めるべき

現行

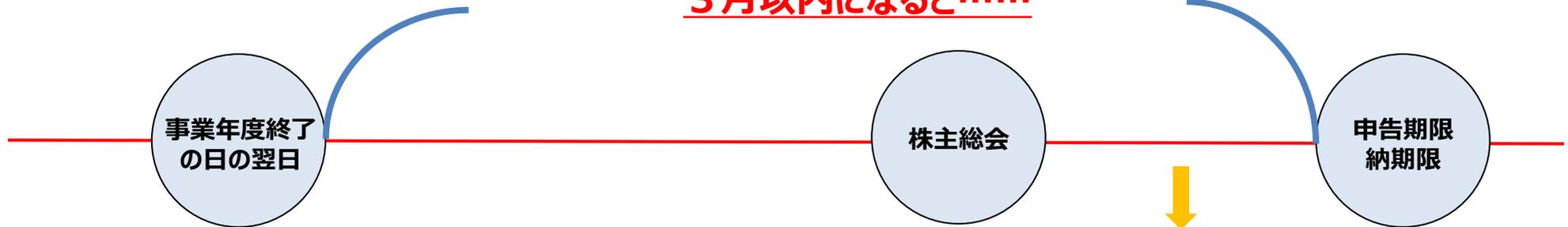
○現状は株主総会前に見込税額の納付（予納）及び提出期限延長の特例適用によって対応



- ✓ 確定した決算を前提とする法人税（消費税も実質的に確定決算を前提としている）の申告制度において、決算が確定できない期間を原則的な申告期限と定めている
- ✓ 諸外国と比較しても申告期限が短い（諸外国では課税期間終了後3月超であることが多い）
- ✓ 電子申告の場合、紙での申告と比較し、課税当局側の税務執行作業は大幅に短縮されると推測される

建議

3月以内になると……



★株主総会により確定した決算で申告が可能となる

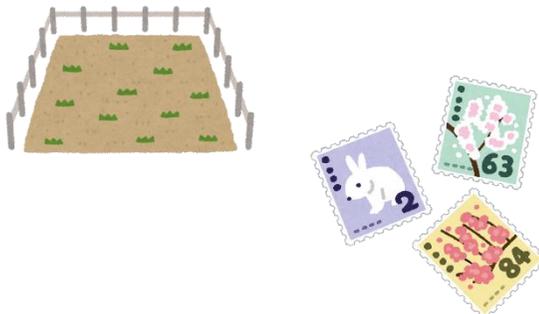
消費税の非課税取引の範囲の見直し

➤ 社会政策的な配慮に基づき非課税とされる取引を課税取引とすること

建議

- 消費税は、消費に広く公平に負担を求める観点から、財貨・サービスによる付加価値に対して均一に課税することを原則とすべきであり、非課税取引の範囲は最小限にすべき

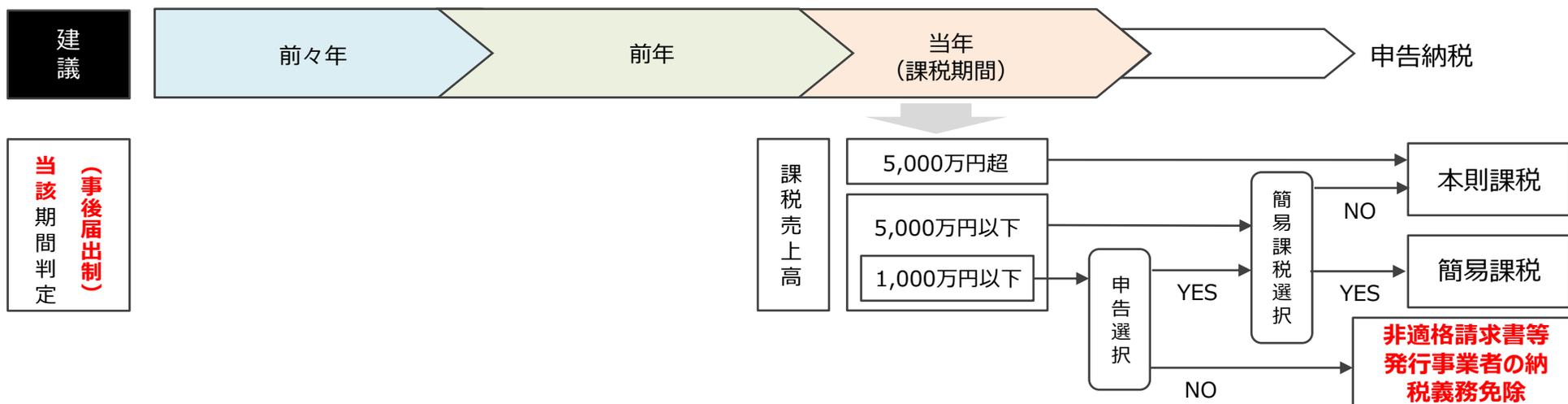
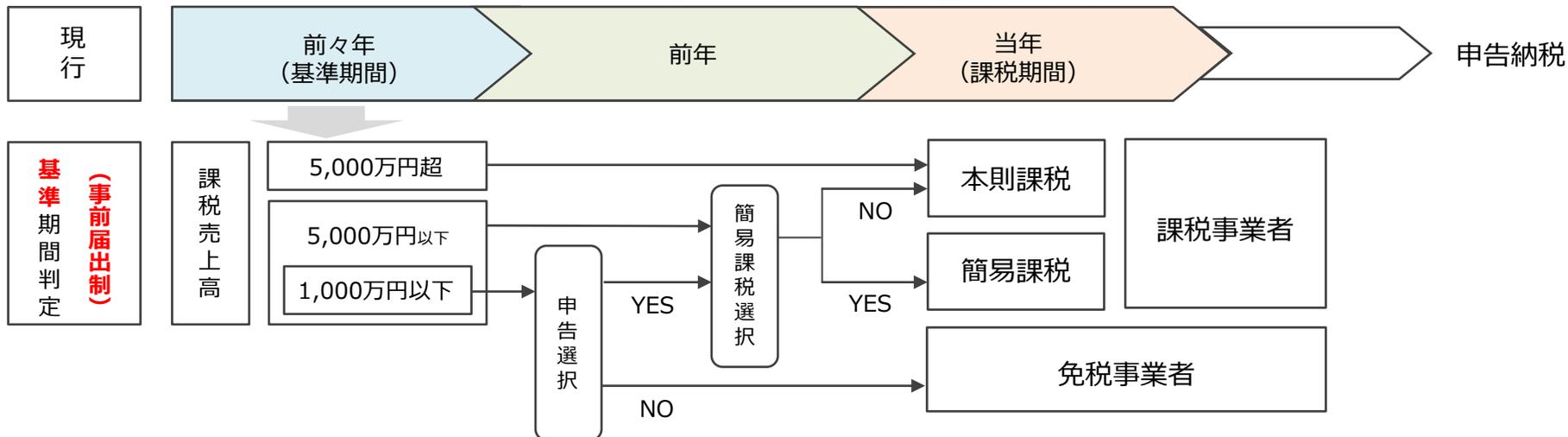
■ 非課税取引の概要

非課税取引	消費税の性格上課税の対象とならないもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の譲渡、貸付けなど 2 社債、株式等の譲渡、支払手段の譲渡など 3 利子、保証料、保険料 4 郵便切手、印紙などの譲渡 5 商品券、プリペイドカードなどの譲渡 6 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など 7 外国為替業務に係る役務の提供 	
	社会政策的配慮に基づくもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会保険医療の給付等 2 社会福祉事業等によるサービスの提供 3 一定の学校の授業料、入学検定料・入学金、施設 設備費等 4 医師、助産師等による助産 5 埋葬料又は火葬料を対価とする役務提供 6 一定の身体障害者用物品の譲渡貸付けなど 7 教科用図書譲渡 8 住宅の貸付け（特定のものを除く） 	

基準期間制度の廃止、当該課税期間による判定の導入

- 基準期間制度を廃止し、非適格請求書等発行事業者について、当年又は当事業年度の課税売上高が一定額以下かどうかで納税義務を判定する制度を検討すべき
- 簡易課税制度についても、現行の基準期間による判定ではなく、その課税期間の課税売上高による判定とし、確定申告書の提出時に選択できる制度とすべき

■ 現行制度と建議における改正案（イメージ）



取引相場のない株式等の評価の適正化

➤ 取引相場のない株式等の評価の適正化を図るため、見直しの検討をすべき

現行

建議

退職給付債務	純資産価額方式における負債の額には算入されない	就業規程等に規定があるなど、確実な退職給付債務を負っている場合は負債の額に算入すべき
土地保有特定会社 (注1)	評価方法が純資産価額方式(注2)に限定	土地等の保有割合が高くなる会社は相続等に係る株式評価額が高くなるため、見直すべき
比準要素数が1の会社 (注3)	評価方法は原則として純資産価額方式(注4)	類似業種比準価額方式と比較すると、株式評価額が高くなる傾向があるため見直すべき

(注1)その会社の相続税評価による総資産の価額のうちに相続税評価による土地(株式)の価額の占める割合が、会社規模区分ごとに一定割合以上の会社

(注2) 1株当たりの純資産価額 = (相続税評価額によって算出した総資産価額 - 相続税評価額によって算出した負債の額 - 評価差額に対する法人税額等の相当金額) ÷ 発行済み株式数

(注3) 「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」のそれぞれの金額のうち、いずれか2つの金額が0であり、かつ、直前々期末を基準にしてそれぞれの金額を計算した場合に、それぞれの金額のうち、いずれか2つ以上の金額が0である評価会社(株式等保有特定会社の株式・土地保有特定会社の株式・開業後3年未満の会社等の株式・開業前又は休業中の会社の株式・清算中の会社の株式を除く)

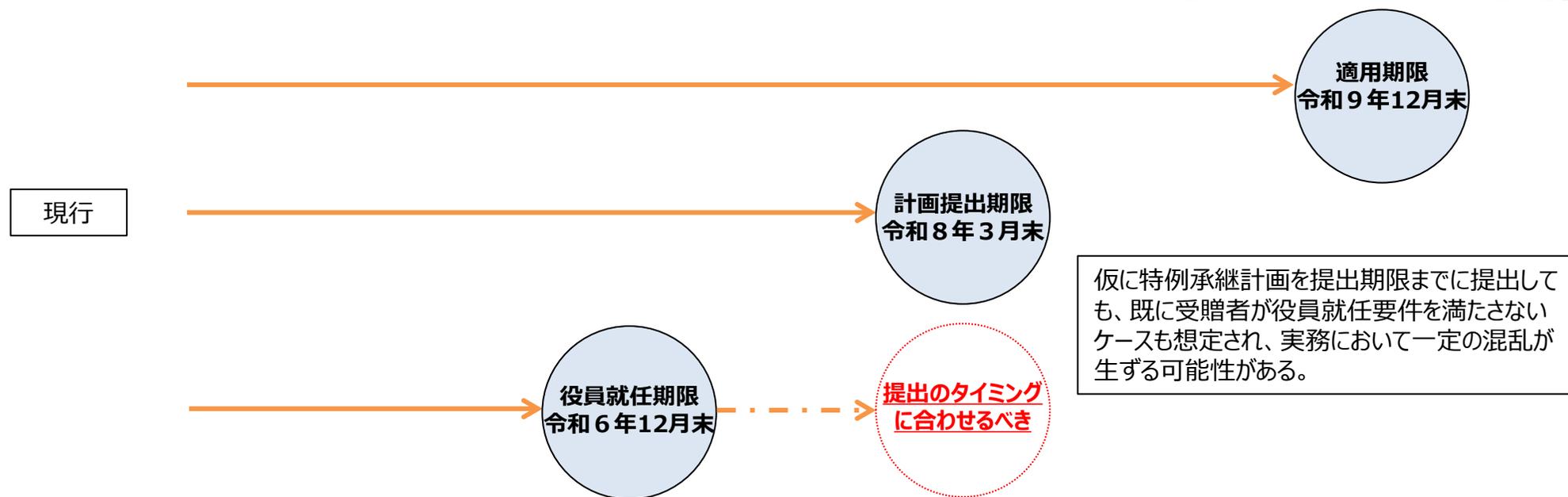
(注4)ただし取得者及びその同族関係者の議決権割合の合計が50%以下の場合には、純資産価額の80%評価が可能

➤ 法人版・個人版事業承継税制の特例措置における役員就任及び事業従事要件を緩和すべき

法人版事業承継税制の特例措置に係る受贈者の適用要件の1つ

「贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特例認定贈与承継会社の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること」

➔ 令和9年12月末贈与の場合、令和6年12月末までに受贈者を役員にする必要有



建議

- 受贈者の役員就任期限を特例承継計画の提出期限である令和8年3月末までにすべき
- 個人版事業承継税制における受贈者の事業従事要件についても同様の緩和をすべき

償却資産に係る固定資産税制度の抜本的見直し

- 償却資産に係る固定資産税制度は、現行制度のあり方を抜本的に見直すべき
- 申告期限の見直しや申告事務手続の効率化・簡素化など、実務上の問題を踏まえた見直しを行うべき

- 現行制度の問題点
- ① 国税における減価償却制度と償却資産の評価方法との相違、賦課期日と法人の決算日との不一致など事業者に過度な事務負担、② 企業の設備投資の阻害要因、③ 国際競争力の低下要因

- 建議
- ・ 現行制度から償却資産に係る固定資産税を分離して新しい制度に組み替えるなど抜本的な見直しが必要
 - ・ その場合、国税の減価償却制度と償却資産の評価を統一させ簡素化を図るほか、税額確定方式としての申告納税方式の採用や免税点及び税率の水準、現行の免税点方式から基礎控除方式への変更など、制度のあり方を検討すべき

◆ 「償却資産課税のあり方に関する調査研究 – 申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について –」 (H30.3) 資産評価システム研究センター)

項目	現行方式	新方式 (電子申告に限り選択可)
賦課	1月1日 (現行制度から変更なし)	
申告期限	1月末	賦課期日直後に到来する決算日から2カ月以内。ただし、11・12月決算法人は2月末
申告内容	賦課期日時点の資産状況	決算日時点の資産状況 (除却資産及びその除却時期を付記。ただし、11・12月決算法人は、決算日から賦課期日までの取得資産及びその取得時期も併せて付記) ※ 地方団体側で申告内容を賦課期日時点の資産状況に補正
納期	4、7、12、2月中の年4回 (条例で変更している例多数)	新方式を選択した法人については、決算期により納期数が変動 (1～4回)

新方式を導入することの効果

- ① 償却資産の状況の把握を一時点に統一することで納税者の申告事務をシンプルにする
- ② 法人税とのチェック・アンド・バランス機能の発揮により、適正な申告が促進される
- ③ 電子申告に限定することで、課税庁の行政事務の効率化にも資する

◆ 「償却資産課税のあり方に関する調査研究 – 申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について –」 (H31.3) 資産評価システム研究センター)

- ・ 申告期限の選択制を導入するためには、一括電子申告や共通電子納税等、電子的な仕組みを整備し、双方の事務手続を効率化することが、課題解決に向けた第一歩
 - ✓ 一括電子申告システムの導入
 - ✓ 地方税共通納税システムの導入 (令和元年10月開始済み)
 - ✓ eLTAXの機能向上・課税庁の基幹システムの改善

税制改正建議の実現に向けて

■過去の税制改正の主な実現項目等

令和6年度

- ・ 賃上げ促進税制に関する繰越税額控除限度超過額等の繰越控除制度の創設
- ・ 事業承継税制の特例承継計画の提出期限延長
- ・ 交際費等の損金不算入制度の要件緩和

令和5年度

- ・ インボイス制度導入に対する中小企業者の実務を踏まえた負担軽減措置
- ・ 相続時精算課税制度の使い勝手向上
- ・ 特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越期間の延長

令和4年度

- ・ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
- ・ 交際費等の損金不算入制度の見直し
- ・ 財産債務調書の提出期限等の見直し

令和3年度

- ・ 中小企業者等に係る法人税の軽減税率等の各種特例の適用維持
- ・ 個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る申告手続の簡素化
- ・ 電子帳簿等保存制度の見直し

令和2年度

- ・ 寡婦（寡夫）控除の適用要件の見直し
- ・ 連結納税制度におけるグループ通算制度の創設
- ・ 申告書等閲覧サービスにおける閲覧時の写真撮影の可能

平成31年度

- ・ 事業承継税制における資産保有型会社の判定時期の見直し
- ・ 仮想通貨取引における円滑・適正な納税のための環境整備
- ・ eLTAX障害発生時の申告等に係る期限延長

■実現に向けた取組み（例年）

6月下旬 日税連理事会で建議書を決定

7～8月 財務省、国税庁、総務省、経済産業省、中小企業庁などに建議書を提出

9～11月 政党ヒアリング等で意見表明、日本税理士政治連盟が国会議員へ陳情

12月 与党税制改正大綱が決定



日本税理士会連合会 調査研究部

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階
TEL…03-5435-0931 FAX…03-5435-0941
日本税理士会連合会HP…<http://www.nichizeiren.or.jp/>